

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表 1 から別表 3 の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表 1 及び別表 2 の（く）欄に記載の訂正請求却下決定（以下「本件各訂正請求却下決定」という。）並びに別表 3 の（く）欄に記載の停止請求却下決定（以下「本件各停止請求却下決定」といい、本件各訂正請求却下決定とあわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 訂正請求及び利用停止請求

- (1) 異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄に記載の旨の訂正請求（以下「本件各訂正請求」という。）を行った。
- (2) 異議申立人は、別表 3 の（う）欄に記載の年月日に、条例第 36 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 3 の（え）欄に記載の旨の利用停止請求（以下「本件各利用停止請求」といい、本件各訂正請求とあわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 補正依頼

- (1) 実施機関は、別表 1 の（え）欄に記載の旨の訂正請求について、異議申立人に対して、別表 1 の（か）欄に記載のとおり補正依頼を行った。
- (2) 実施機関は、本件各利用停止請求について、異議申立人に対して、別表 3 の（か）欄に記載のとおり補正依頼を行った。

3 本件各決定

- (1) 実施機関は、本件各訂正請求について、却下する理由を別表 1 及び別表 2 の（け）欄に記載のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件各訂正請求却下決定を行った。
- (2) 実施機関は、本件各利用停止請求について、却下する理由を別表 3 の（け）欄に記載のとおり付して、条例第 40 条第 2 項に基づき、本件各利用停止請求却下決定を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、別表 1 から別表 3 の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各訂正請求却下決定の妥当性について

(1) 別表 1 の（く）欄に記載の決定の妥当性について

ア 条例第 29 条第 1 項本文では、「訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面…を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と規定するとともに、「次に掲げる事項」として同項第 2 号で「訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」と、同項第 3 号で「訂正請求の趣旨及び理由」とそれぞれ規定している。

また、条例第 29 条第 2 項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

ここで、条例第 29 条第 1 項第 2 号の「その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」の趣旨は、実施機関が当該記載から訂正請求に係る保有

個人情報と識別できる程度の事項を記載する必要があると解される。また、同項第3号の「訂正請求の趣旨」とは、当該訂正請求において求める訂正の箇所と訂正の内容をいうと解され、「理由」とは、それを裏付ける根拠をいい、その記載は明確かつ具体的である必要があると解される。さらに、同条第2項の「事実と合致することを証する資料」とは、訂正請求の内容が事実と合致することについて、確信を抱かせる程度のもののほか、訂正等を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれるものと解される。

また、条例第29条第3項により準用する条例第18条第3項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

さらに、条例第32条第2項では、「実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき…は、その旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「訂正を行わない旨の決定」には、不適法な訂正請求に対する却下決定も含まれると解される。

イ 以上を踏まえ、当審議会において別表1の（え）欄に記載の旨の訂正請求の内容及び同表の（き）欄に記載の補正依頼に対する回答内容を見分したところ、いずれも条例第29条第1項第2号で規定する「訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項」であるとは到底認められないもの（別表1項番4、項番7から項番9、項番11）、同項第3号で規定する「訂正請求の趣旨」又は「理由」であるとは到底認められないもの（別表1項番1から項番14）、同条第2項で規定する挙証資料の提出がなかったもの（別表1項番1から項番3、項番5、項番7から項番10、項番13、項番14）の、いずれか又はすべてに該当するものであった。

したがって、別表1の（え）欄に記載の旨の訂正請求は不適法なものであると認められる。

(2) 別表2の（く）欄に記載の決定の妥当性について

ア 条例第28条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でない」と認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、条例第2条第3号は、保有個人情報を「実施機関の職員…が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書…に記録されているものに限る。」と規定し、同条第2号は、個人情報を「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。

イ 以上を踏まえ、異議申立人が別表2の（え）欄に記載の旨の訂正請求において

訂正を求めている文書について当審議会から実施機関に提出を求め、当審議会において実際に当該文書を見分したところ、当該文書は異議申立人が行った不存在による非開示決定に対する異議申立てに係る決定書であり、当該決定書に異議申立人の氏名が記載されていたことも踏まえると、当該文書は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきである。

ウ 次に、条例第 28 条第 1 項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

エ 以上を踏まえ、当審議会において当該文書のうち異議申立人が訂正を求めている箇所を実際に見分したところ、当該箇所は当該異議申立てに係る実施機関からの諮問に対して当審議会が行った平成 25 年 3 月 15 日付け大個審答申第 57 号における当審議会の判断を実施機関が決定書に記載したものであることから、当審議会の判断、見解、評価等に係るものであって、条例第 28 条第 1 項に規定する「事実」には該当しない。

したがって、別表 2 の(え)欄に記載の旨の訂正請求については、本来、訂正請求の対象が「事実」ではないことを理由に不承認とすべきであったと解されるが、いずれの決定によったとしても、条例第 32 条第 2 項に基づく訂正をしない旨の決定であることにはかわりがないことから、別表 2 の(く)欄に記載の決定は結果として妥当である。

4 本件各利用停止請求却下決定の妥当性について

(1) 条例第 37 条第 1 項本文では、「利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面…を実施機関に提出する方法により行わなければならない。」と規定するとともに、「次に掲げる事項」として同項第 2 号で「利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」と、同項第 3 号で「利用停止請求の趣旨及び理由」とそれぞれ規定している。

ここで、条例第 37 条第 1 項第 2 号の「その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の趣旨は、実施機関が当該記載から利用停止請求に係る保有個人情報を識別できる程度の事項を記載する必要があると解される。また、同項第 3 号の「利用停止請求の趣旨」とは、条例第 36 条第 1 項各号の規定により求める措置の内容であり、利用停止を求める箇所等その記載は明確かつ具体的である必要があると解され、「理由」とは、同項各号に該当すると考える根拠をいい、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施できる程度に明確かつ具体的に記載されている必要があると解される。

また、条例第 37 条第 2 項により準用する条例第 18 条第 3 項では、「実施機関は、

開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

さらに、条例第 40 条第 2 項では、「実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報利用停止を行わないとき…は、その旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「利用停止を行わない旨の決定」には、不適法な利用停止請求に対する却下決定も含まれると解される。

- (2) 以上を踏まえ、当審議会において別表 3 の（え）欄に記載の利用停止請求の内容及び同表の（き）欄に記載の補正依頼に対する回答内容を見分したところ、いずれも条例第 37 条第 1 項第 2 号で規定する「利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」であるとは到底認められないもの（別表 3 項番 1、項番 3、項番 4、項番 12）、同項第 3 号で規定する「利用停止請求の趣旨」又は「理由」であるとは到底認められないもの（別表 3 項番 2 から項番 12）の、いずれか又はすべてに該当するものであった。

したがって、別表 3 の（え）欄に記載の旨の利用停止請求は不適法なものであると認められる。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子